

こちら千葉県弁護士会 京葉支部です



CONTENTS

「首都圏弁護士会支部サミットin船橋」へ向けて 弁護士 仲野 千恵子	1
もっと「千葉県弁護士会京葉支部」を知って下さい!	2
市民の方へのページ 弁護士 笠原 郁子	3
千葉県弁護士会京葉支部 会員紹介	4

「首都圏弁護士会支部サミットin船橋」へ向けて

千葉県弁護士会京葉支部
弁護士 仲野 千恵子

これまでの会報でお伝えしてきたとおり、今年の11月12日(土)午後2時より、JR船橋駅前フェイビル6階「きららホール」にて、千葉県弁護士会京葉支部(船橋市、市川市、浦安市に事務所を構える弁護士による団体)が中心となり、首都圏弁護士会支部サミットを開催いたします。

本号では、京葉支部の弁護士たちによる、支部サミットへ向けた準備の様子を報告させていただきたいと思います。

4月5日付 千葉日報掲載

1 広報

支部の現状を市民の皆様幅広く知っていただくために、平成23年2月、会報「こちら千葉県弁護士会京葉支部です(通称「こちけい」)」を創刊し、関係各所へ配布いたしました。本号が第5号となります。



5月13日付 週刊法律新聞掲載



「こちけい」の創刊は各報道機関にも注目され、4月5日付 千葉日報、5月13日付 週刊法律新聞に記事が掲載されました(写真参照)。

2 パネルディスカッション

支部サミットin船橋では、「私たちの市(船橋・市川・浦安)に、地方裁判所・家庭裁判所の支部を作ろう!(仮)」をテーマに、パネリストを招いてディスカッションを行います。

パネルディスカッションでは、一般市民の方々充実した司法サービスを提供するという視点から、当地域における今後の裁判所のあり方を、皆さんとともに考えます。

3 イベント(社会派コント集団「ザ・ニュースペーパー」)

パネルディスカッションのほかに、楽しいコントで一息。社会派コント集団として広く知られる「ザ・ニュースペーパー」を招き、支部問題について、楽しくわかりやすく説明します。

4 その他(基調報告等)

基調報告や資料作成についても、会員一同で準備を行っております。

「支部サミットin船橋」では、弁護士や司法関係者の方々だけでなく、一般市民の皆さまにも多数お越しいただき、支部問題についてお知りになっていただければと考えております。

お誘いあわせのうえ、お気軽にお越しください。

もっと

「千葉県弁護士会京葉支部」を知って下さい！

今回は、千葉県弁護士会京葉支部の歴史についてご報告させていただきました。

今回は、千葉県弁護士会京葉支部が、普段、弁護士会の支部としてどのような活動を行っているのかについて皆様にご報告したいと思います。

現在、京葉支部には、常設の委員会として①総務委員会・②高齢者支援センター・③司法修習委員会・④法律相談センター・⑤企画広報委員会・⑥会計事務局担当委員会が設置されており、特別に設置された委員会として支部サミット実行委員会があります。

次に、常設の①～⑥の各委員会が、それぞれどのような職務を担当しているかについてご説明させていただきます。

① 総務委員会

弁護士と他業種との研修会の企画・運営、京葉支部会員で作るメーリングリスト等の管理・運営等を行っています。

② 高齢者支援センター

成年後見人等候補者の推薦、地方公共団体との交流や勉強会等への講師の派遣を行っています。現在は、定期的に市川市地域福祉支援課や浦安市社会福祉協議会との事例相談会を開催しています。

③ 司法修習委員会

司法試験を合格した後、京葉支部に配属された司法修習生に対する修習のためのプログラム等を企画・運営しています。

④ 法律相談センター

法律相談センターは、市民の方々が我々弁護士に相談する最初の窓口です。市民の方々と弁護士を繋ぐ窓口として、市民の方々が法律相談等を利用しやすい体制作りを目指し、活動しています。

また、市役所の多重債務相談や船橋商工会議所「専門相談応じ隊」など、各所の依頼に従って相談担当弁護士の派遣を行っています。例年、10月の法の日週間には無料法律相談会を企画・実施しておりますので、是非ご利用下さい。

⑤ 企画広報委員会

京葉支部の広報活動を企画・運営しています。京葉支部では、ホームページの作成や市役所のバナー広告、タウンページへの掲載等、様々な広報活動を行っています。また、船橋市民まつりへの参加やJR船橋駅前でのひまわり配り等、市民の皆様へ京葉支部の存在を知っていただくため、積極的に広報活動を実施しています。



〈平成19年10月JR船橋駅前でのひまわり配りの様子〉

⑥ 会計事務局担当委員会

支部の会計について担当しています。



〈委員会の様子〉

市民の方へのページ

高齢者を守る成年後見制度の活用



弁護士 笠原 郁子
笠原郁子法律事務所
千葉県市川市菅野6-18-10
電話：047-322-7878

千葉県弁護士会京葉支部では、高齢者のための専門相談として、「相続・遺言・成年後見」の相談業務を行っています。

成年後見制度とは

成年後見制度は、平成12年4月1日から始まった「認知症の高齢者」「知的障害者」「精神障害者」など判断力が低下した人の権利を守るための法律制度です。

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすためには不可欠の制度です。成年後見制度は、高齢者をどのように守るのでしょうか？

成年後見制度によるサポート

成年後見制度には「任意後見制度」と「法定後見制度」の2種類があります。

「任意後見制度」は、高齢者（本人）が将来に備えて予め自分でサポートしてくれる人を選び、その人との間にサポートの内容（財産管理や身上監護…日常生活の見守り、病気になった時の医療・介護など…）を決め公正証書で契約しておくものです。サポートする人は、本人の判断能力が低下すると、家庭裁判所が選任した後見監督人の監督を受けながら契約にそったサポートを行います。

「法定後見制度」は、本人が任意後見契約をしておかないで判断能力低下になった場合に、本人、配偶者、四親等内の親族、市長などが家庭裁判所に申立ててサポートする人を選んでもらい、その人からサポートを受けるといったものです。

サポートする人は、家族、友人、知人、法律や福祉の専門家などの中から選ばれます。

サポートの仕方は、本人の判断能力の程度によって三種類に分かれます。判断能力が少し低下した場合が「補助」、著しく低下した場合が「補佐」、全く失われてしまった場合が「後見」です。

サポートする人は、本人の判断能力の程度や保護の必要に応じ、本人の法律行為について同意権、取消権、代理権を持ち、その権限を使って裁判所の監督のもと、本人の財産管理、身上監護に取り組みます。

成年後見制度の利用価値

判断能力が低下した高齢者は、財産の管理が出来なかったり、不利な契約をしてしまったり、適切な医療や福祉のサービスが受けられなかったり、日常的に不安、不利な生活を余儀なくされます。また、最近では悪徳商法により大きな消費者被害を受けてしまったり、更には家族からも深刻な虐待（暴力、暴言、ネグレクト、性的行為の強要、年金・預貯金の剥奪など）を受けるという事例が増えています。

このような場合、成年後見制度を利用すると、サポートする人が定期的に本人の健康状態、生活状況、財産状況等チェックしながら与えられた権限を使って職務を行いますので、被害の予防、早期発見が可能ですし、本人のために適切な支援や法的救済もなされます。

高齢社会、核家族社会が進展するに伴い、成年後見制度の活用が重要課題となっています。制度の詳細い内容や実際の手続きに関し、お気軽にご相談下さい。

※船橋商工会議所会報誌「ハンドシェイクふなばし」
2007年12月号より転載・補訂

船橋商工会議所 専門相談応じ隊

船橋商工会議所では、弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士、行政書士、弁理士、土地家屋調査士、日本政策金融公庫による定例の無料相談会を実施しております。

弁護士相談については、当支部の弁護士が相談を担当しております。

お申込み・お問合わせ先

船橋商工会議所中小企業相談所 商業振興課

☎：047-435-8211

会員紹介

弁護士 土屋 寛敏 (つちや ひろとし)

土屋法律事務所
船橋市前原西2-32-5
結城ビル4階
電話：047-471-5129



昭和63年に弁護士登録をし、平成7年から津田沼で独立した弁護士の土屋寛敏です。津田沼は親の代からの地元で、私も地元の宮本小・中学を卒業し、麗澤高校から早稲田大学に進みました。大学時代は競技ダンス部に所属し、同大学が全日本学生選手権制覇時のラテン部門レギュラーでした。大学卒業後5年間ほどダンス教師をした後に弁護士になりました。

専門分野は、相続・遺産分割と遺言・高齢者サポートです。特に遺言・高齢者サポートでは、楽しい老後をお送りいただくために、財産収支チェックのための財産管理、福祉サービス利用の援助、遺言作成のアドバイスをとータル的にサポートしております。

弁護士 仲野千恵子 (なかの ちえこ)

船橋本町法律事務所
船橋市本町2-1-34
船橋スカイビル4階
電話：047-495-3281

慶應義塾大学文学部卒業後、生命保険会社勤務を経て名古屋大学法科大学院へ入学、卒業し、平成21年に弁護士登録いたしました。

船橋・浦安・市川各市民の皆様の抱える様々な法的問題に対し、的確かつ迅速に対応できる弁護士を目指しています。

借金がなかなか減らない、離婚について相談したい、交通事故の被害者になってしまった・・・弁護士が必要な場面は意外に多くあります。そして、東京や千葉市まで行かずとも、お近くに弁護士がいて、あなたの悩みを解決します。まずはお気軽にお電話ください。

弁護士 越川新太郎 (こしかわ しんたろう)

船橋総合法律事務所
船橋市湊町1-1-15
電話：047-433-1998

こんにちは。私は船橋で育ち、船橋に住み、船橋で働いています。

民事事件・刑事事件を問わず幅広い事件を取扱い、地域に根ざした弁護士を目指しています。

事件の解決に絶対の正解はありません。考えられる選択肢をご提示し、ご相談者・ご依頼者と一緒に考えて事件を解決することを心がけています。

法律トラブルは病気と似ています。手遅れになる前に治療する必要がありますし、予防も大事です。具体的な事件になる前でも構いません。お早めに、そして、お気軽にご相談下さい。

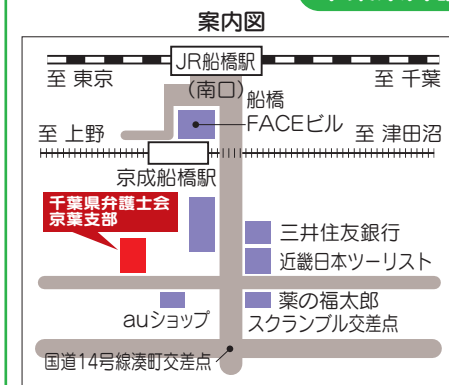
今回の支部サミットを通じて、市民の皆様と一緒に「市民のための裁判所」の実現を目指していきたいと思っております。

「第9回首都圏弁護士会 支部サミット in 船橋」

平成23年11月12日(土)
午後2時～

JR船橋駅前
フェイスビル6階
「きららホール」
にて開催

千葉県弁護士会京葉支部



住所：〒273-0005
千葉県船橋市本町1-10-10
船橋商工会議所5階

電話：047-431-7775
FAX：047-437-3607

ホームページ：[弁護士会 京葉支部](#)

アクセス：JR船橋駅より徒歩5分
京成船橋駅より徒歩4分

編集後記

いよいよ首都圏支部サミットの開催に向けた動きが本格的になってきました。支部サミットの内容については、皆様にも随時お伝えする予定です。支部サミットの開催にご期待下さい！ 編集部

発行日：2011年6月10日

発行：千葉県弁護士会京葉支部

〒273-0005 千葉県船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所5階

電話：047-431-7775 ホームページ：[弁護士会 京葉支部](#)